製造業		スナップ付け		1組につき 21円
		ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 11円
		×印しつけ止め		1か所につき 6円
スポーツ服製造業	トレーニングシャツ	糸くず取り		1枚につき 13円
		オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 78円
	トレーニングパンツ	糸くず取り		1枚につき 11円
		腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 7円
		ファスナー付け		1枚につき 48円
下着製造業	スリップ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 20円
		糸くず取り	18か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 13円
	スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 9円
	ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 8円

4　効力発生の日　平成22年6月1日

鳥取労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成18年鳥取労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

平成22年4月22日　　鳥取労働局長　佐々木秀一

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第1号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　男子既製洋服のまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額
背広上衣	そで付け裏まつり		1枚につき 114円94銭
	そで口裏まつり		1枚（28センチメートル×2）につき 57円47銭
	見返し奥星入れ		140センチメートルにつき 93円39銭
	見返し7ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき 50円29銭
	ベンツまつり		1か所（6センチメートル）につき 10円78銭
	背すそまつり		1枚につき 35円92銭
	小ボタンのボタン付け		1個につき 7円18銭
	そであきまつり		1枚につき 14円37銭
	えり折り返し裏まつり		1枚につき 14円37銭
	前裏すそまつり		1枚（28センチメートル×2）につき 71円84銭
	背裏鎖止め		1か所につき 14円37銭
	肩裏まつり		1枚につき 35円92銭
	背わきまつり		1枚につき 14円37銭
	そで裏星入れ		1枚につき 28円73銭
	ベンツ止め		1か所につき 3円59銭
	カード付け		カード1枚につき 3円59銭
	ネーム付け		ネーム1枚につき 7円18銭
	糸くず取り		1枚につき 57円47銭
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき 14円37銭
		わたり部について行うもの	1本につき 21円55銭
	ボタン付け		1個につき 7円18銭
	腰裏後端まつり		1本につき 7円18銭
	糸くず取り		1本につき 21円55銭